



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *47 和歌山県税条例の一部を改正する条例（税務課）..... 2
- *48 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（危機管理消防課）..... 5
- *49 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（商工振興課）..... 5

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

（1）県民税

ア 地方税法の一部改正に伴い、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して県民税100分の2の税率により申告を通じて所得割を課することとしました。（附則第14項の2の35関係）

イ 地方税法の一部改正に伴い、所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとしました。（附則第14項の2の36及び附則第14項の2の37関係）

（2）自動車税

新規登録の申請があった自動車に係る自動車税の徴収の方法について、証紙代金収納計器の表示を受けることによる方法を用いないこととしました。（第68条関係）

2 施行期日

令和9年1月1日から施行します。ただし、この条例の附則第4項及び第5項の規定は同年4月1日、（1）の改正規定は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の制定及び産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。（第3条関係）

2 施行期日

令和8年12月11日から施行します。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第47号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前（一部未施行）
（自動車税の徴収の方法） 第68条 略 2・3 略 4 自動車税の納税義務者は、前項の規定により証紙徴収の方法によって徴収される自動車税を払い込む場合には、新規登録の申請をしたときに、<u>当該自動車税の額に相当する現金を納付した後、第70条第1項から第3項までの規定により提出すべき申告書に納税済の押印を受けなければならない。</u> 5 前項の申告書の提出がなかったことにより、第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。 （自動車税の徴収の方法の特例） 第69条 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、<u>附則第</u>	（自動車税の徴収の方法） 第68条 略 2・3 略 4 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、<u>当該自動車について、新規登録の申請をしたときに、県が発行する証紙を第70条第1項から第3項までの規定により提出すべき申告書に貼ってその税金を払い込まなければならない。この場合においては、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。</u> 5 前項に定めるもののほか、証紙の様式等については、<u>知事が定める。</u> 6 第4項の申告書の提出がなかったことにより、第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。 （自動車税の徴収の方法の特例） 第69条 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 6の10 第24条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第23条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11項の5、附則第12項、附則第13項、附則第13項の7、附則第14項、<u>附則第</u>

14項の2、附則第14項の2の35又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) 略

(5) 前年中の所得について附則第11項の5、附則第13項、附則第14項、附則第14項の2、附則第14項の2の35又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

6の10の2・6の10の3 略

14の2の34 略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

14の2の35 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第21条及び第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3の6第2項第3号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

14の2の36 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出している

14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) 略

(5) 前年中の所得について附則第11項の5、附則第13項、附則第14項、附則第14項の2又は法附則第35条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

6の10の2・6の10の3 略

14の2の34 略

ときに限り、前項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14の2の37 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第14項の2の35に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

備考 改正前欄中の附則第6項の10、第6項の10の3及び第14項の2の34の規定は、和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和8年和歌山県条例第33号）による改正後の規定である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項及び第5項の規定 令和9年4月1日

(2) 附則第6項の10の改正規定及び附則第14項の2の34の次に3項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）附則第6項の10の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、2号施行日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14項の2の35から第14項の2の37までの規定は、2号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

（和歌山県特別会計条例の一部改正）

4 和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	目的又は内容	歳入及び歳出	名称	目的又は内容	歳入及び歳出
略			略		
和歌山県用地取得事業特別会計	略	略	和歌山県用地取得事業特別会計	略	略
			和歌山県自動	自動車税に係る証紙の売	証紙の売りさばき代金及び前年度から

			車税証紙特別会計	りさばきについてその経理の適正を図ることを目的とする。	の繰越金をもって歳入とし、自動車税に係る証紙収入の額に相当する繰出金をもって歳出とする。
略			略		

（和歌山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正前の和歌山県特別会計条例の規定による和歌山県自動車税証紙特別会計の令和 8 年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 48 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年和歌山県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		（市町村が処理する事務の範囲等） 第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
45 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。） <u>、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。以下この項において「施行令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(34) 略 (35) 施行規則第 44 条の 2 第 8 項の規定による保安検査証の交付 (36) 略	略	45 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。） <u>、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。以下この項において「施行令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(34) 略 (35) 施行規則第 44 条の 2 第 4 項の規定による保安検査証の交付 (36) 略	略
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 49 号

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和6年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認するとともに、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(3) 略 (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に係るものとして策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画</u> (5)～(7) 略 (8) <u>円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号）第14条第1項の規定により作成された中小企業者等の事業の再生に関する計画</u> (9) 略	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認するとともに、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。 (1)～(3) 略 (4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に係るものとして策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画</u> (5)～(7) 略 (8) 略

附 則

この条例は、令和8年12月11日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。